

平成十四年八月七日受領  
答弁第一七九号

内閣衆質一五四第一七九号

平成十四年八月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書の施行名義者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出厚生労働省職業安定局総務課総括係長の持参にかかる文書の施行名義者に  
関する質問に対する答弁書

御指摘の「文書の施行名義者」の意味するところが必ずしも明らかでないが、御指摘の文書は、厚生労働省が国の行政機関として作成し、加藤公一衆議院議員の議員会館内事務所へ持参したものである。